

ハート訪問ステーション居宅介護支援 指定居宅介護支援事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人恵泉会が設置するハート訪問ステーション居宅介護支援（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

- 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 6. 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 7. 前6項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ハート訪問ステーション居宅介護支援
所在地 堺市中区東山62番地1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- a. 管理者1名（常勤1名、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において、規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- b. 介護支援専門員3名以上（常勤1名以上、うち1名は管理者兼務）
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に

応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- c. 事務職員 1名以上
介護給付費等の請求事務、及び通信連絡事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- a. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)、国民の祝日は休業とする。
- b. 営業時間 午前8時45分より午後5時15分までとする。
ただし、電話等により24時間対応可能な体制を整えるものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第12条及び13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- a. 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
利用者の居宅もしくは当事業所内相談室において行う。
- b. 課題分析の実施
 - i. 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - ii. 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - iii. 使用する課題分析の種類はOCMAアセスメント方式とする。
- c. 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けけるものとする。
- d. サービス担当者会議の開催の実施
居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- e. 居宅サービス計画の確定
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- f. 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- g. サービス実施状況の継続的な把握及び評価
居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居

宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。また、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、定められた要件を満たした場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。ただし、その場合は少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問しモニタリングを行います。

h. 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条

居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- a. 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- b. 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- c. 次条に定める事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - a. 事業所から片道おおむね10キロ未満 400円
 - b. 事業所から片道おおむね10キロ以上20キロ以下 800円
- d. 通行料を要する道路を用いたときは往復分の通行料を加える。
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、堺市全域、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
3. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント対応)

第11条

指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情・ハラスメントなどに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
4. 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
3. 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

（虐待防止に関する事項）

第13条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- a. 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- b. 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- c. 虐待の防止のために指針を整備する。
- d. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
- e. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（事業継続計画の策定等）

第14条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第15条

従業員の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - a. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - b. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - c. 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（身体拘束の適正化に関する事項）

第16条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- a. 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする
 - i. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ii. 継続研修 年2回
 - iii. 権利擁護に関する研修 年1回
 - iv. 認知症ケアに関する研修 年1回
 - v. 介護予防に関する研修 年1回
 - vi. 感染症に関する研修 年1回
- b. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- c. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- d. 事業所は指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画に基づく指定居宅介護支援が完結した日から5年間は保存するものとする。
- e. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人恵泉会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 8月21日から施行する。

この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 11月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。